

災害公営住宅入居者の住宅再建の利子補給制度のお知らせ ～災害公営住宅から転居を検討している皆さんへ～

▷申込先/問い合わせ先=住宅公園課(☎内線346)

市は、東日本大震災により被災した住宅の再建資金を金融機関からの借入れによって支払った場合、住宅ローン支払利子額の一部を補助する制度(被災住宅債務利子補給補助金)を実施しています。

平成30年9月より補助対象を拡大し、災害公営住宅の入居者が新たに新築・購入により再建する場合にも補助を受けることができます。

災害公営住宅入居者が補助金申請を行う場合は、以下の点で通常の手続きと異なります。

■補助金は事前申請ですのでご注意ください

災害公営住宅からの再建の場合には、工事請負契約締結前、ローン契約締結前に市役所へ補助金申請をする必要があります。

契約締結後の申請の場合には補助を受けることができません。

▷申請期限=令和3年3月31日
※期限までに工事が完了するもの

▷手続きの流れ

①市役所へ補助金交付申請書の提出→②審査後、交付決定通知書の送付→③工事請負契約・ローン契約の締結→④工事着工～建物完成→⑤市役所へ実績報告書の提出→⑥補助金の交付
※補助金額は、算定額から災害公営住宅の使用料低減のために充てられた公費相当額を控除した額となります。

※具体的な手続きや提出書類については、再建される人の事情などにより異なります。検討を始めた段階で、一度相談してください。

※すでに災害公営住宅から再建が済んでいる人の申請は、平成31年3月31日をもって受け付けを終了しました。

生ごみの減量に取り組みましょう～「もうひとしぼり」で生ごみの減量～

▷申請先/問い合わせ先=市公衆衛生組合連合会事務局【市民環境課環境衛生係(☎内線124)】

■生ごみ減量のポイント

「燃えるごみ」の重さに占める割合が最も多いのは「水分」で、その多くは生ごみに含まれています。生ごみは約70%が水分で、生ごみを減らすことが、ごみ減量への近道になります。

■今日からできる生ごみ減量のこつ

- ①計画的な買い物をして、捨てるものを減らす。
- ②ぬれた生ごみは、水分を「もうひとしぼり」してからごみに出す。
- ③野菜の皮などは、ぬらす前にごみに出す。
- ④堆肥として、ガーデニングなどに活用する。

■「電動生ごみ処理機」の購入費を助成

市公衆衛生組合連合会は、生ごみの減量・資源化を促進するため、家庭用電動生ごみ処理機の購入費を助成しています。

▷対象=市内在住の電動生ごみ処理機を購入予定の人(購入前に申請が必要です)

▷補助率=購入費の1/2以内(上限2万円)
※1,000円未満の端数は切り捨て

▷申請締切日=令和2年2月28日(金)

※申請者が多数の場合は、早期に受け付けを終了することがあります。

▷申請に必要なもの=印鑑、購入先の見積書、機種に分かるカタログなど

▷その他

- ・メーカー、価格は問いませんが、原則市内の小売店で購入する電動生ごみ処理機に限ります(通信販売などでの購入は対象外)。
- ・補助は1世帯につき1台に限ります。

生ごみ「もうひとしぼり」の効果

市内全世帯でぬれた生ごみをもうひとしぼりし、1回30cc(大さじ2杯分)の水切りをするだけで、市全体で年間約46t以上のごみを減量できます。

※大船渡市の世帯数1万5千世帯、年104回(週2回×52週)で計算

風しんの抗体検査と予防接種を実施します

▷申込先/問い合わせ先=健康推進課(☎⑦1581)

全国的に流行している風しんの患者は、抗体保有率が他の世代より低い40代～50代の男性が多く、大人になって感染すると、まれに重篤な合併症を併発することがあります。

また、無症状でも他人に風しんをうつすことがあり、一人一人が免疫を持つことが重要です。

このことから、昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男性は、国の制度で風しん抗体検査および予防接種(麻しん風しん混合ワクチン)が無料で受けられます。

この機会にぜひ、抗体検査を行い、抗体価が十分でない人は予防接種を受けましょう。



▷本年度の対象者=昭和47年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男性

※対象者には7月上旬に案内および無料クーポン券を送付済みです。

▷予防接種までの流れ

①抗体検査で風しんに対する抗体価を確認

※抗体検査(採血)は、職場などで行う事業所健診や、公民館などで行う特定健診の際に行うことができるほか、医療機関でも受けることができます。

②抗体価が十分でない人は、予防接種を1回接種
※予防接種は医療機関で受けられます。また、抗体検査を受けずに予防接種を行うことはできません。

▷実施医療機関など=案内をご覧ください。実施医療機関などは、厚生労働省ホームページで確認できます。

▷自己負担金=抗体検査、予防接種ともに無料
※送付された無料クーポン券が必要です。

▷持参するもの

・抗体検査、予防接種共通
=無料クーポン券、本人が確認できる書類

・予防接種=抗体検査結果通知

▷本年度交付する無料クーポン券の有効期限

・抗体検査=令和2年2月29日(土)

・予防接種=令和2年3月31日(火)

▷その他=昭和37年4月2日～昭和47年4月1日の間に生まれた男性は、令和2年度以降に案内および無料クーポン券を送付予定です。本年度に検査などを希望する場合は、随時交付できますので、お問い合わせください。



厚生労働省ホームページQRコード

木造住宅耐震補強工事助成事業の申し込みを受け付けています

▷申込先/問い合わせ先=住宅公園課住宅建築係(☎内線322)

市は、市内に所有する木造住宅の耐震性能を向上するために行う「補強工事」に対して、工事費などの一部を助成しています。

将来予想される大規模な地震の発生に備え、ぜひ利用ください。

▷対象住宅=昭和56年5月31日以前に在来軸組構法や伝統的構法などで建築された木造一戸建住宅(地上階数2以下)で、所定の耐震診断を行い評点が1.0未満の住宅

▷助成内容

(1)国の耐震基準に適合する場合(評点が1.0以上になるもの)

・補助率=1/2(1,000円未満の端数は切り捨て)

・補助金上限額=1件617,000円

(2)助成内容(1)に該当しない場合(評点が改修前より0.3ポイント以上上昇するもの)

・補助率=1/2(1,000円未満の端数は切り捨て)

・補助金上限額=1件308,000円

※耐震補強工事の着手前に申請書の提出が必要となります。

※耐震診断に係る費用は対象になりません。

※東日本大震災により被災された人で耐震改修工事を希望する人は、「被災住宅補修等補助金」の耐震改修工事の補助金をご利用ください。

▷その他=助成内容や対象住宅などの詳細は、お問い合わせください。

